

東弁2019人権第562号
2020（令和2）年3月3日

府中刑務所

所長 松村 憲一 殿

東京弁護士会

会長 篠塚 力

人権救済申立事件について（警告）

当会は、申立人K氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、相手方である貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

記

第一 警告の趣旨

申立人が入所していた前収容施設では、申立人の腰痛についてコルセットの使用が認められており、前収容施設からその引き継ぎも受けていたにも関わらず、貴所が申立人に対し入所後約1年間もコルセットを使用させなかったことは、申立人の適切な医療上の措置を受ける権利を侵害するものである。

貴所において、同種の事案について、速やかにコルセットを使用させるなど、適切な医療上の措置を講じるとともに、今後このような人権侵害に及ぶことのないよう警告する。

第二 警告の理由

一 認定した事実

1 申立人は、貴所に平成29年3月8日に受刑者として収容された。

申立人の前収容施設は東京拘置所であり、その入所日は平成28年12

月7日であった。

2 申立人の腰痛の症状や申立人入所後の貴所の対応等については、以下の事実を認定することができる。

(1) 申立人には椎間板ヘルニア等の腰痛の持病があり、激痛のため歩行も苦痛で、夜も眠れないようなときがあったところ、貴所は前収容施設から、申立人に腰痛の持病があり、その薬が処方され、コルセットも使用が許可されていたことにつき、申立人の入所時に引き継ぎを受けていた。

(2) 平成29年4月24日、同年6月19日及び同年7月3日、申立人から貴所に対し、整形外科受診の申出があった。

また、同年7月26日、貴所施設内で外部招聘医師（整形外科医）による申立人の診察が行われ、その際のレントゲン撮影の結果、申立人の腰の骨にずれが認められたが、貴所は、申立人に、歩行にて腰を増強するよう指導し、経過観察とするにとどめた。

(3) 申立人から貴所に対し、平成29年8月7日、同年10月18日、同月23日、同年11月6日、同月22日、同月30日、同年12月7日、同月27日、平成30年2月8日及び同年3月7日、腰痛の申出があった。

(4) 平成30年2月15日に、申立人から願箋での腰コルセットの使用許可願いが出された後、翌16日、貴所常勤医師が申立人を診察し、コルセットの使用について医療上は許可相当と診断したことを受け、貴所は申立人に対し、同月28日に腰コルセットを交付した。なお、このコルセットは、貴所が領置していたものであり、申立人が前収容施設から持参した自弁品である。

(5) なお、貴所は、申立人から腰コルセット使用の願い出が同年2月15日まではなかったと主張し、それ以前から貴所にコルセットの使用許可願いを願箋で何度も申し出ていた旨の申立人の主張と食い違っている。

この点を検討するに、申立人は前収容施設ではコルセットの使用が許可されていたこと、貴所に入所した翌月には整形外科受診を申し出ていること、申立人から貴所に対する腰痛の申出が、貴所が認めるものだけでも前記のとおり多数回繰り返しあったこと、コルセットは申立人が前収容施設から携行した自弁品であったこと、といった事情が認められることからすれば、正式な願箋でなされたかどうかはともかく、申立人は、貴所入所当初から、これら腰痛の申出の際に、腰痛緩和のためにコルセットを使用させてほしい旨の申出や希望を行っていたと推認できる。

二 権利侵害性

- 1 前記のとおり、貴所は前収容施設から、申立人が腰痛であることや、その処方薬が処方され、コルセットの使用が許可されていたことの引き継ぎを受けていた。

また、平成29年7月26日に行われた申立人のレントゲン検査の結果、申立人の腰の骨にずれが確認され、さらに前記認定事実のとおり、申立人は貴所入所当初から腰痛緩和のために自弁のコルセットの使用を認めてほしい旨の申出や希望を行っていたと認められる。

それにもかかわらず、貴所は申立人に対し、平成29年3月8日の入所後、平成30年2月28日にコルセットを交付するまでの約1年近くもの間、コルセットの使用をさせなかった。

- 2 この点、腰痛の治療や緩和にコルセットやサポーターなどの固定具が有用であるとの医学的知見は、一般に認められている。また、同年2月15日の申立人による願箋でのコルセット使用申出後、貴所では常勤医の診察を経て翌日にはその使用を許可していることからすれば、結局申立人に腰コルセット使用の医療上の必要性があったことが医師により認められているといえる。

他方、当会から貴所に対し、貴所が、前収容施設では使用が認められて

いた申立人自弁のコルセットを領置したことの具体的理由を照会したにも関わらず、貴所は領置の根拠法令を示すのみで、その具体的理由を回答しない。また、当会から貴所に対し、①申立人の腰痛の症状にコルセットの使用は不要で経過観察で足りると診断したのは誰か、②経過観察とする旨診断された平成29年7月26日の整形外科による診察の後、平成30年2月16日に貴所常勤医師がコルセットの使用許可相当と診断した時点までの申立人の腰痛の状態の変化はどのようなものかといった点を照会し、上記両時点での医療記録の開示を要請したが、貴所からは具体的な回答も、資料の開示も得られなかったため、平成30年2月16日以前においてコルセットの使用は不要であったことの客観的な判断根拠はない。

- 3 このように、貴所が、申立人の腰痛緩和のために医療上使用の必要性が認められる申立人のコルセットを、領置したまま入所後約1年間も使用を認めず、申立人の腰痛について経過観察とし続けた行為は、申立人の医療器具の使用を妨害したのと同視しうる行為といえる。
- 4 これら貴所による申立人の腰痛についてのコルセット使用妨害は、被収容者に対して社会一般の医療の水準に照らし適切な医療上の措置を執る旨規定した刑事収容施設法第56条、被収容者が疾病にかかっているときには速やかに医師等による診療や必要な医療上の措置を執る旨規定した同法第62条1項に違反し、申立人の適切・必要な医療上の措置を受ける権利、ひいては申立人の人格権（憲法13条）や生存権（憲法25条）を侵害するものである。
- 5 なお、貴所が申立人の同年2月の願箋でのコルセット使用申出の後、常勤医師の診察を経てその使用を許可した点は一定の評価をなし得るものの、前記のとおり、貴所は、申立人に腰痛の持病があることを前収容施設から引き継いでおり、かつ自らレントゲン検査で申立人の腰の骨のずれを確認しながら、入所後約1年もの長期間、申立人にコルセット使用を認め

ないなど腰痛への医療上の措置を懈怠していたのであるから、かかる対応は違法であるというほかない。

- 6 そして、申立人は椎間板ヘルニアと腰椎すべり症の激痛で夜も眠れず、5分立っているのも苦痛で歩行も困難な状態であると訴えていたところ、前記のとおり、申立人は前収容施設でもコルセットを使用しており、また貴所に入所した翌月には整形外科受診を申し出ていること、実際レントゲン検査の結果でも腰の骨に異常が認められたことに照らすと、同人の腰痛の訴えは信用できるものである。

さらに、申立人は、当会からの照会に対し、貴所入所時以降、腰痛の状態がさらに悪化している旨回答してきており、その内容に照らすと、申立人の人権が侵害された程度は、決して小さなものではない。

三 結論

以上のとおり、貴所が申立人の腰痛の持病に関し、入所後約1年間も申立人にコルセットの使用をさせなかったことは、申立人の適切・必要な医療上の措置を受ける権利を侵害するものであり、かつその侵害の程度も重大である。

よって、頭書のとおり警告する。

以上